

令和7年度
ボランティア活動助成事業（臨時助成）
実施要綱

1. 目的

ボランティア活動とは、公でできない部分を補完するものではなく、精神的に豊かな生活を市民自身がお互いに創り上げるための一手段となるものである。これから、多種多様な活動が行われることで、より質の高い生活が営めるよう求められる。

しかし、地域で活動するボランティア団体には、活動を進める上でさまざまな課題があり、活動費の確保はなかでも大きな問題である。そういった点を側面的に支援するため、**共同募金を財源**とし、ボランティア活動助成事業を実施する。

2. 実施主体

社会福祉法人 桑名市社会福祉協議会

3. 助成金の種別及び金額

「A」：地域福祉に関わる先駆的・モデル的ボランティア活動に要する経費について、1団体あたり 100,000 円以内（千円未満切捨）

「B」：ボランティア活動に関する研修会や講習会の開催に要する経費について、1団体あたり 100,000 円以内（千円未満切捨）

※但し、桑名市民に広く周知し、会員のみではなく、市民も参加できる企画を助成の対象とし、会員のみが参加する企画は対象外とする。

留意点

※令和7年9月1日から令和8年3月31日までの期間中に完了する事業を対象とする。

※臨時助成は「A」・「B」どちらか一方のみ申請可とする。

※本事業の「一般助成」枠で既に助成を受けている団体も申請できるものとする。

※審査のため必要がある場合は、申請者にプレゼンテーションの実施を求める場合がある。

※助成を受けた団体は、赤い羽根共同募金を使用した取り組みであることをチラシ等で周知すること。

4. 対象団体

下記の項目全てに該当するボランティア団体

- (1) 桑名市ボランティアセンターに前年度の9月30日までに登録された、法人格を持たないボランティア団体であること。
- (2) 原則、無報酬の活動（交通費、材料費などの実費は除く）であること。
- (3) ボランティア活動の自主性を尊重する観点から、自主財源確保に努力し、構成員による会費負担がなされている。または、バザー収益、資源回収益などの自己資金があること。
- (4) 桑名市を拠点とする活動であること。
- (5) 構成員の相互扶助的な活動に限らず、広く地域の皆様に開かれた活動であること。
- (6) 地域福祉の向上を目的とした活動が計画的・継続的に行われていること。

5. 申請方法

【令和7年8月1日（金）午前9時～令和7年8月15日（金）午後5時】の期間中に書類一式を取り揃えて窓口に提出。

期日までは提出書類の修正・追加等の変更を認め、最終変更日を申請受理日として扱う。

6. 提出書類

別紙「提出書類一覧表」の通り

7. 選考・結果通知・交付

- ・申請受理順に選考し、予算の範囲内で助成先を決定する。
- ・予算都合での一律減額は実施せず、予算を超える申請分は不交付とする。
- ・選考結果および交付予定日は文書で通知する。
- ・助成金は提出された申請書兼請求書に基づき振込にて交付する。

8. 助成金の返金

助成金の残金については、指定の期日までに返金を要する。

期日：令和8年3月13日（金）午後4時

9. 対象となる経費

ボランティア活動助成金の使途（例）

科目	内容	具体例
消耗品費	ボランティア活動を行うために必要な消耗品費	事務用品、書籍（参加者のために使用する場合のみ）等
材料費	ボランティア活動を行うにあたり必要な材料費	製作材料費 例：絵具、木材
広報費	広報誌作成等にかかる費用	チラシ代、インク代、写真代
通信運搬費	郵送料、電信電話料	電話代、切手、郵送料、FAX代
旅費交通費	ボランティア活動中の交通費 ※1日の活動につき500円以内とする（団体で500円/日）	慰問先への鉄道、バス運賃等 ガソリン代
賃借料	イベント開催、定例会等に伴う会場使用料、レンタル代等	まちづくり拠点施設等の会場 マイク、スクリーン等
備品購入費	物品の購入に関する費用 ※但し、2,000円以内の物品とする	スコップ、ホウキ ペンチなどの工具類
謝礼金	講演会等の講師謝礼	講師謝礼、謝礼の代わりとなる手土産等
その他諸経費	その他、ボランティア活動に伴う必要経費	ボランティア行事保険代

※各号に掲げるもののほか、目的達成のため必要であると社会福祉法人桑名市社会福祉協議会会長（以下、会長）が認めた費用

※交付決定後において、購入物品や使用目的等の変更は原則認めない。やむを得ず変更を希望する場合は予めその旨を申し出て、許可を受けた場合のみ変更を可能とする。

10. 対象とならない経費

具体例
備品（単価 2,000 円を超えるもの）、ボランティア活動保険代、年会費、団体内の交流会・親睦会費用、会員の飲食費用、コンクール等の出演料・登録料等、団体の記録や記念のための写真等、定例会や練習会の交通費、自己研鑽（勉強会、講演会等）に係る費用等

※各号に掲げるもののほか、会長が対象にならないと認めた費用

11. 報告

期日までに領収書を含む報告書類一式の提出を要する。

期日：令和 8 年 4 月 1 日（水）午後 5 時

12. 様式

様式 1 - 3. ボランティア活動助成金申請書兼請求書（臨時助成金）

様式 2. 前年度決算書（共通）

様式 3. 当年度予算書（共通）

様式 4 - 3. ボランティア活動助成金報告書（臨時助成金）

様式 5. 使途決算報告書（共通）

様式 6. 領収書添付シート（共通）

ダウンロード

社協HP → 書類ダウンロード → ボランティア関係書類 → 令和 7 年度ボランティア活動助成

13. お申し込み・お問い合わせ

社会福祉法人 桑名市社会福祉協議会(常盤町 51 番地)

TEL：22-8218

メール：chiiki@kuwana-shakyo.com



社会福祉法人 桑名市社会福祉協議会 多度支所（多度町多度 1-1-1）

TEL：49-2029

社会福祉法人 桑名市社会福祉協議会 長島支所（長島町松ヶ島 66）

TEL：41-1022



この事業は共同募金配分金で実施されています

提出書類一覧表

各様式は、社協ホームページよりダウンロードできます。

桑名市社会福祉協議会ホームページ(<http://www.kuwana-shakyo.com/>)

[社協 HP] ⇒ [書類ダウンロード] ⇒ [ボランティア関係書類]⇒「令和7年度ボランティア活動助成」

◎申請に必要な書類

- ① 令和7年度 ボランティア活動助成金申請書兼請求書(臨時助成金)＜様式1-3＞
- ② 令和6年度 決算書＜様式2＞
- ③ 令和7年度 予算書＜様式3＞

◎報告に必要な書類

- ① 令和7年度 ボランティア活動助成金 報告書(臨時助成金)＜様式4-3＞
- ② 令和7年度 ボランティア活動助成金 使途決算書＜様式5＞
- ③ 領収書添付シート＜様式6＞

※必ず全ての書類を揃えて提出してください。